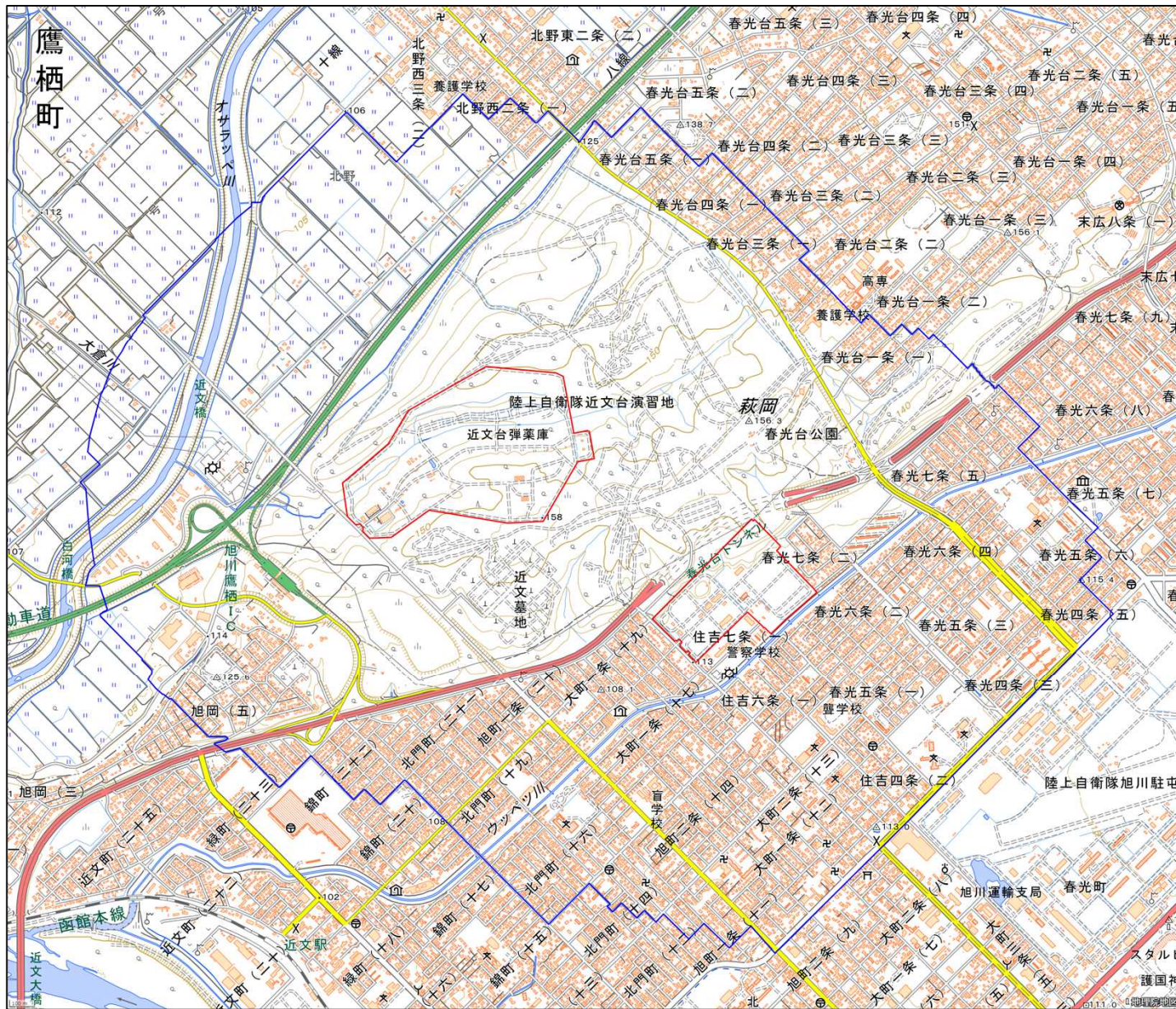


陸上自衛隊旭川駐屯地近文台分屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道旭川市	字近文七線一号
対象防衛関係施設 の区域	北海道旭川市	字近文五線二号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文八線一号及び字近文八線二号（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道旭川市	字近文五線二号、字近文五線三号、字近文五線四号（次の図面に示す部分に限る。）、字近文六線一号、字近文六線二号、字近文六線三号、字近文六線四号、字近文六線南一号、字近文七線一号、字近文七線二号、字近文七線三号、字近文七線四号、字近文七線南一号、字近文八線一号、字近文八線二号、字近文八線三号、字近文八線四号、旭岡四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、旭町一条十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十一丁目まで、旭町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町一条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、大町二条十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで、春光四条一丁目から五丁目まで、春光五条一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春光六条一丁目から六丁目まで、春光七条二丁目、三丁目及び五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春光台一条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、春光台二条一丁目、春光台三条一丁目、春光台四条一丁目、春光台五条一丁目、住吉四条一丁目及び二丁目、住吉五条一丁目及び二丁目、住吉六条一丁目及び二丁目、住吉七条一丁目、錦町二十一丁目から二十三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十四丁目並びに北門町十二丁目から十五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び十六丁目から二十二丁目まで
	北海道上川郡 鷹栖町	八線一号、八線二号、八線三号、八線西一号、八線西二号（次の図面に示す部分に限る。）、九線一号、九線二号、九線三号（次の図面に示す部分に限る。）、九線西一号（次の図面に示す部分に限る。）、九線西二号（次の図面に示す部分に限る。）、十線二号（次の図面に示す部分に限る。）、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並び

	<p>に八線一号、八線二号、八線三号、八線西一号、八線西二号、九線一号、九線二号、九線三号、九線西一号、九線西二号、十線二号、北野西一条一丁目及び北野西二条一丁目以外の次の図面に示す地域</p>
<p><b>備考</b></p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

# 陸上自衛隊旭川駐屯地近文台分屯地周辺地域 (北海道旭川市字近文7線1号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

